

【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策】

郵送による許可証等の交付について

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、一部の許可等の手続きについては、当面の間、許可証等の交付を郵送により行うことができるようにします。

なお、申請や届出については、これまでどおり、窓口でお願いします。



対象の許可等の手続き

- ・ 道路使用許可証の交付
- ・ 通行禁止道路通行許可証の交付
- ・ 通行禁止・駐車禁止除外標章の交付（身体障害者用以外のもの）
- ・ 駐車許可証の交付
- ・ 制限外許可証の交付（制限外積載許可、設備外積載許可、荷台乗車許可）
- ・ 制限外けん引許可証の交付
- ・ 緊急自動車の仮受理書・届出確認書・指定書の交付
- ・ 道路維持作業用自動車の仮受理書・届出確認書・指定書の交付
- ・ 緊急通行車両等・規制除外車両の事前届出済証の交付
- ・ 安全運転管理者等業務に係る安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任
- ・ 原動機を用いる小児用の車に係る警察署長の確認

郵送交付に必要なもの

郵送による交付を希望する方は、各許可の申請又は届出時に、各手続きに必要な書類等のほか、

許可証等送付用の「レターパックプラス」（赤色）の封筒

を準備の上、窓口へ提出してください。

なお、レターパックプラスについては、郵便局のほか、一部のコンビニエンスストアで、520円で販売しています。

- ※ レターパックには、「レターパックプラス」（赤色）と、「レターパックライト」（青色）がありますが、郵送交付には、「レターパックプラス」（赤色）が必要となりますので、間違いのないように注意してください。

注意事項

- ※ 郵送での対応は、許可証等の「交付」のみであり、申請や届出については窓口での受け付けになりますので、各警察署等への来庁により手続を行ってください。
- ※ 郵送交付の手続きは、「レターパックプラス」以外の方法ではできません。
- ※ 郵送交付の場合、交付日は、通常の処理期間に郵送に要する期間が必要となりますので、ご了承ください。